



平成 17 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 T O W A 株 式 会 社
コード番号 6315 (東証・大証 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役経営企画室長
河原 洋逸
Tel (075)692 - 0251

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 9 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

< 今回の資金調達の背景と目的 >

当社は、半導体業界の所謂シリコンサイクルといわれる周期的な市況変動の波によって業績が影響されやすく、このような収益構造から脱却し、業績の変動にも耐えられる強固な株主資本を確保することが重要な経営課題と認識しています。

一方、当中間期(平成 17 年 9 月期)において、固定資産に対する減損会計の導入に伴う特別損失を計上したこと等により、当中間期末現在の連結株主資本は前期末(平成 17 年 3 月期)比 42 億 33 百万円減少し、株主資本比率も 33.1%(前期末比 8.6%減)まで低下しています。

今回の「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)」の発行は当中間期に減少した株主資本を補強し、併せて調達した資金を有利子負債の返済に充当することによって財務体質の健全化を図り、安定した経営基盤を構築することを目的としています。

なお、本転換社債型新株予約権付社債は、株価が大きく下落した場合等に繰上償還できるコール条項が付されており、当社の判断で株主資本の過度な希薄化を抑制できるようになっています。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

記

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 社債の名称 | TOWA株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 本社債の発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 3. 本新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日および発行日 | 平成17年11月25日(金) |
| 5. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。 |
| (2) 申込期間 | 平成17年11月25日(金) |
| (3) 申込取扱場所 | TOWA株式会社 管理本部経理部 |
| 6. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 本社債に付する本新株予約権の数および発行する本新株予約権の総数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初金680円とする。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。 |

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年11月8日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 本新株予約権の行使請求期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年11月28日から平成19年11月21日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 本新株予約権の行使の条件
- 当社が第7項第(5)号もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当社が第7項第(5)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することはできず、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が340円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が1,020円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行しまたは当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

(10) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (11) 本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日
行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込に関する事項
商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。
- (13) 行使請求受付場所
名義書換代理人事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部
- (14) 行使請求取次場所
該当事項はありません。
7. 本社債に関する事項
- (1) 社債総額
金20億円
- (2) 各本社債券の額面金額
金5,000万円の1種
- (3) 利率
本社債には利息を付さない。
- (4) 償還価額
額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。
- (5) 償還の方法および期限
本社債は、平成19年11月22日にその総額を償還する。
ただし、繰上償還に関しては、本号乃至に定めるところによる。
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成17年11月26日から平成18年11月25日までの期間については金101円
平成18年11月26日から平成19年11月21日までの期間については金100円
当社は、平成17年11月28日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10営業日以上60日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年11月28日以降、その選択により、当社に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第10項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。
償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

- (6) 社債券の形式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- (7) 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8) 財務上の特約(担保提供制限)

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

本号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

8. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

9. 取得格付 取得していない。

10. 償還金支払事務取扱者 TOWA株式会社 管理本部経理部
(償還金支払場所)

11. 上場申請の有無 なし

12. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役会長兼社長に一任する。

13. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 今回調達資金の使途

上記手取概算額1,994百万円については、全額借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績に与える影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針および配当決定に当たっての考え方

当社は、内部留保金の積み増しにより企業体質の強化を図りつつ、株主の皆様への利益還元を実現することを重要施策の一つとして考えており、実績に応じた利益処分を考慮のうえ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営の効率化と有利子負債圧縮による財務体質の健全化を図ると同時に、外部環境の変化を視野に入れ、長期的かつ安定的な事業展開に備える所存であります。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純損益(は損失)	116.98円	126.00円	7.04円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	5.0円 (-)	- (-)	- (-)
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純利益率	-	-	0.58%
株主資本配当率	0.53%	-	-

(注) 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益(連結)を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 割当予定先の概要

当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称	日興シティグループ証券株式会社		
割当新株予約権付社債(額面)	金2,000,000,000円		
払込金額	金2,000,000,000円		
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀 雄	
	資本の額	76,307,750,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%(注)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	91,400株(注)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	0株(注)
	取引関係等	なし	
	人的関係等	なし	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成17年11月4日現在のものです。

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	1,850 円	650 円	1,159 円	770 円
高 値	2,015 円	1,293 円	1,420 円	792 円
安 値	607 円	610 円	692 円	645 円
終 値	687 円	1,199 円	773 円	680 円
株 価 収 益 率	-	-	-	96.6 倍

- (注) 1.平成18年3月期の株価については、平成17年11月8日現在で表示しております。
2.株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の1株当たり純利益(連結)で除した数値(小数第2位を四捨五入)であります。
3.平成15年3月期から平成17年3月期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(3) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数(平成17年11月8日現在)に対する潜在株式数の比率は14.2%になる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式数で除した数値であります。全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は9.4%であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は28.3%であります。

(4) その他

本新株予約権付社債には、譲渡制限が付される予定です。

また、本新株予約権付社債の割当先である日興シティグループ証券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。

以上

ご注意：この文書は、当社が本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。